ACSES ニュースレター_１９９８号（2020 年 12 月 17 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「酸素濃縮装置」火の気注意 全国で吸引中の火災相次ぐ<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車)<消費者庁>
・グーグル障害、一企業集中の危うさ露呈　「仕事に支障」「エアコン操作できず」<新聞報道>
・三菱電機、基準不適合ラジオ出荷　虚偽通知で隠す、3 年間 33 万台<Web 報道>
・阪大准教授 セクハラで停職処分<放送報道>
◇事故、事件の続報
・水虫薬死亡　睡眠剤投入を従業員が記録　会社はチェックせず<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿（アスベスト）含有品の流通と販売者による回収について<厚生労働省>／カインズ、バスマットなど２９万点回収　珪藻土製品、アスベスト含有<Web 報道>
・建設アスベスト、国に賠償責任　最高裁、全国の訴訟で初確定<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２１５報）<厚生労働省>
[原子力施設全般]
・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示(原子力規制委員会告示第 12 号)<官報>
・原電、原因調査やり直しへ　敦賀 2 号機資料書き換え問題<新聞報道>
・六ヶ所村の再処理工場 2023 年度からプルトニウム取り出しへ<放送報道>
・電力各社が海外保管のプルトニウム 相互に融通利用を検討<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症[状況]
[状況]
◇省庁発表
◇福岡県で新たに 58 人感染　市内の大学でクラスター<新聞報道>
◇学生 17 人感染「仲の良さ裏目に」<新聞報道>
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇「新型コロナの新たな変異種」急速な感染拡大に関連か、英政府が声明<新聞報道>
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・米で深刻なアレルギー反応　ワクチン接種後、容体安定―新型コロナ<Web 報道>
◇マスコミ報道　見出し
[3] 「令和元年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します～公表事業場数 992 事業場、うち新規は 749 事業場～<厚生労働省>
◇アスベスト（石綿）情報<厚生労働省>
[4] 化学物質管理用データの更新
◇GHS データの更新<製品評価技術基盤機構>
◇化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）のデータの更新<製品評価技術基盤機構>

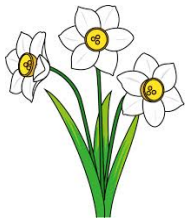

水仙（スイセン）

◇J-CHECK のデータの更新〈製品評価技術基盤機構〉
[5] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報（化学物質） No.25(2020)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和２年 12 月 9 日生食発 1209 第１号）〈厚生労働省〉
◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法〈厚生労働省〉
◇[米国] 米ＦＤＡ、遺伝子組み換え豚を承認　アレルギー反応回避へ〈Web 報道〉
◇食べ残しの持ち帰り行為「mottECO」のロゴができました！〈環境省〉
◇「『食品衛生法等の一部を改正する法律』に基づく政省令等に関する説明会」の動画を 12 月 21 日からオンラインで配信します〈厚生労働省〉
[7] 温暖化対策関係
◇日本の温暖化対策不十分、45 位　５段階評価で下から２番目〈Web 報道〉
[8] 環境安全関係
◇琵琶湖「酸欠」水域広がる　深層でヒ素「水産物、水道水に影響なし」〈新聞報道〉
◇知多火力発電所７，８号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見について〈環境省〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　６件　　［公募結果、意見募集結果］　４件　　［調査結果］　２件
[10] その他省庁発表　　２件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　14 件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：９件
[付録]
◇消費者問題に関する 2020 年の 10 大項目〈国民生活センター〉
◇日本学術会議　任命拒否問題
・マスコミ報道

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「酸素濃縮装置」火の気注意 全国で吸引中の火災相次ぐ

＜産経ニュース　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.sankei.com/west/news/201215/wst2012150005-n1.html

今月上旬、大阪市平野区の集合住宅で２人が死亡した火災で、火元の部屋に住んでいた７０代男性が呼吸器疾患のため、普段から在宅で医療機器「酸素濃縮装置」を使用していたことが１５日、大阪府警への取材で分かった。

出火原因は明らかになっていないが、装置の使用中は顔付近の酸素濃度が高まり、わずかな火気でも火災につながる恐れがある。装置の使用中に起きたとみられる火災は全国で相次いでおり、取り扱いには注意が必要だ。

火災は９日夜、同区長吉六反の木造集合住宅２階の一室から出火し、住宅全体に延焼。焼け跡からは性別不明の２人の遺体が見つかった。別々の部屋に住む６０代と７０代の男性２人と連絡がとれておらず、府警はこの２人である可能性が高いとみて身元の確認を急いでいる。

府警によると、このうち火元の部屋に１人で住んでいた７０代男性は肺疾患を患っており、装置のチューブを介して体内に高濃度の酸素を取り込んでいた。目や足が不自由なことなどもあり、訪問ヘルパーから介護を受けていた。

男性は日常的に室内で喫煙しており、部屋の畳にたばこの焦げ跡があったという。府警は現場検証するなどして詳しい出火原因を調べているが、集合住宅の損傷が激しく、男性が装置の使用中にたばこを吸っていたかは不明だ。

酸素濃縮装置は、喫煙などが原因で肺が酸素を取り込みにくくなる「慢性閉塞（へいそく）性肺疾患（ＣＯＰＤ）」などの患者に十分な酸素を吸入させるための装置。空気の約８０％を占める窒素の多くを取り除くことで酸素濃度を高め、鼻につないだチューブで吸入する。一般社団法人「日本産業・医療ガス協会」（東京と現在、約１７万人が在宅で使用している。

装置が直接の出火原因になることはないが、チューブから顔付近に漏れ出す高濃度の酸素は、わずかな火気でも燃焼を拡大させる性質を持つ。装置の使用中とみられる死亡火災は全国で相次いでおり、平成１５年から今年３月までに８２件起き、７７人が死亡した。出火原因の約４２％はたばこの不始末で、約１５％がストーブやろうそくなどからの引火だった。

今年１月には香川県で電気ストーブから引火したとみられる火災で８０代男性が死亡したほか、３月にも埼玉県でこたつから引火したとみられる火災で８０代男性が亡くなった。

同協会の担当者は「高濃度の酸素の中では延焼範囲が広がりやすい」と指摘。吸入中にたばこやライターの火気を近づけると急激に火が大きくなり、チューブや衣服に引火する恐れがある。同協会は「装置の近くで火気の使用は厳禁。周囲２メートル以内に火気は置かず、使用しないときは必ず電源を切ってほしい」と呼びかけている。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車)

＜消費者庁　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022451/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201215_01.pdf

特記事項:ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車のリコール(無償点検・改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件

（うち開放式ガス温風暖房機（都市ガス用）１件、石油温風暖房機（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件

（うち電動アシスト自転車１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：10 件

（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、コンセント１件、エアコン１件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）２件、電気ケトル１件、電動アシスト自転車１件、
ポータブルトイレ１件、脚立（アルミニウム合金製）１件、電子レンジ１件）

・グーグル障害、一企業集中の危うさ露呈　「仕事に支障」「エアコン操作できず」

＜毎日新聞　2020 年 12 月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201215/k00/00m/040/239000c

米グーグルで 14 日に起きた障害は「G メール」や「ユーチューブ」、家電を操作できる「グーグルホーム」など世界中の人々の暮らしを直撃した。1 時間以内で復旧したが、インターネット上では「仕事に支障が出た」「エアコンが操作できなくなった」などの声が相次いだ。専門家は一企業があらゆるサービスを管理する一極集中の

危うさが露呈したと指摘する。

14 日午後 9 時ごろ、ログインしたままの状態で動画投稿サイト「ユーチューブ」を開くと、見慣れないサルのイラストが描かれたエラー画面が映し出された。G メールや、オンラインで予定を管理できる「グーグルカレンダー」、電子ファイル保管サービス「グーグルドライブ」も使えなくなり、ネット上には不便を訴える投稿が相次いだ。

・三菱電機、基準不適合ラジオ出荷　虚偽通知で隠す、3 年間 33 万台

＜共同通信　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.47news.jp/5608075.html

三菱電機は 15 日、自動車に搭載するラジオ受信機について、現場社員が欧州の基準に不適合と知りながら約 3 年間出荷を続けていたと発表した。同社の三田製作所（兵庫県三田市）の設計部門で虚偽の適合宣言書を作成して一部の自動車メーカーに提出するなど隠蔽工作をしていた。今後、社員数人を処分する。

製品は欧州向けの輸出品で、2017 年 6 月から今年 10 月までに 4 種約 33 万台が出荷された。音声にノイズが混入する可能性があるが、安全性には問題ないとしている。

今年 10 月、社内検査で発覚し出荷を停止した。

・阪大准教授 セクハラで停職処分

＜NHK　2020 年 12 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20201216/2000038695.html

大阪大学の３０代の准教授が指導する女性の学生の体を触るなどの、セクハラ行為を繰り返したとして、大学は１６日付けで、この准教授を停職４か月の懲戒処分にしました。

懲戒処分を受けたのは、大阪大学大学院の３０代の男性准教授です。

大学によりますと、この准教授は、去年４月から７月にかけて、指導する女性の学生を二人きりの食事やドライブ、宿泊に繰り返し誘ったり、研究室で体を触るなどのセクハラ行為をしたということです。

学生の被害の申し出を受けて、大学が准教授に聴き取り調査を行ったところ、事実関係を認めたことから、１６日付けで准教授を停職４か月の懲戒処分にしました。

大阪大学の西尾章治郎 総長は「学生を指導する立場にあるものとして、あるまじき行為であり決して許されない。再発防止に努めるとともにハラスメントのない大学を目指して努力する」とコメントしています。

◇*事故、事件の続報*

・水虫薬死亡　睡眠剤投入を従業員が記録　会社はチェックせず

＜毎日新聞　2020 年 12 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201216/ddm/041/040/043000c

製薬会社「小林化工」（福井県）が製造した爪水虫などの皮膚治療薬に睡眠導入剤の成分が混入し、服用した 70 代女性が死亡するなどした問題で、従業員が製造過程で睡眠導入剤の成分を投入したことを記録していたことが 15 日、福井県と厚生労働省への取材で明らかになった。投入されるはずのない成分が記録されていたことなどから、作業を熟知していない従業員が誤って投入し、その後の工程でも会社がチェックしていなかった疑いが出てきた。県などは安全確認を怠ったとして、業務停止命令を視野に行政処分を検討している。

睡眠導入剤の成分が混入していたのは経口抗真菌剤のイトラコナゾール錠 50「MEEK」。2020 年 6、7 月に製造し、9～12 月に出荷した。同社によると、薬の製造過程で原薬の量が減ることがあり、成分を追加する作業を行う際に睡眠導入剤「リルマザホン塩酸塩水和物」を誤って投入したという。作業記録に、この睡眠導入剤を示す番号が記載されていた。

成分の追加投入は今回の場合、医薬品の成分が均等に拡散されずに錠剤の濃度にばらつきが出る可能性があることから、厚労省が承認した製造手順では認められていない。

また出荷前の 7 月、薬の含有成分を調べるために「液体クロマトグラフィー」と呼ばれる手法でサンプル調査した際、異物の混入を示唆するデータが検出されたが、見過ごされた疑いも明らかになっている。

健康被害が 12 月に報告され、このデータを再検証したところ睡眠導入剤の混入の可能性が浮上。この作業記録を確認して睡眠導入剤の誤投入が分かった。

医薬品医療機器法は、製薬会社が製造手順を作成して記録し、それらを基に品質をチェックして医薬品を出荷するよう義務付けている。同社の内規では、成分の取り出しや計量は２人１組で指さし確認をしながら進めると定められているが、今回は担当者が１人で作業していた。睡眠導入剤の投入が記された作業記録やサンプル調査の分析結果も含め、あらゆる過程で安全性がチェックされていなかった疑いがある。

厚労省の担当者は「記録をしっかり確認するなどしていれば、そのまま出荷するようなことは考えられない」と話した。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・石綿（アスベスト）含有品の流通と販売者による回収について

＜厚生労働省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pDMCTCqPKc19qBY

石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した製品及び販売者による回収について、以下のとおりお知らせいたします。

＜石綿含有の可能性があることが判明した製品＞

１　販売者

株式会社カインズ（埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号）

２　製品名等

別紙の珪藻土バスマット等（販売者公表情報）

※　商品の詳細等については販売者までお問い合わせ下さい。

＜対象製品をお持ちの皆様へ＞

○　対象製品をお持ちの方は、回収方法などについて、以下の販売者の問合せ窓口にご連絡下さい。

0120-659-337（株式会社カインズ　お客様相談室）

○　販売者が回収しますので、ごみ等で廃棄したり、販売者指定の方法以外で返送したりしないようお願いします。

○　固形のバスマットやコースターについては、通常の使い方で使用している限りは石綿（アスベスト）が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。

しかしながら、削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、破損しないようにお願いします。

○　もしすでに破損しているなどでご心配な場合は、ビニール等に入れ、テープ等でしっかりと封をして、回収まで保管してください。

＜石綿対策についてのお問い合わせ＞

○　石綿対策についてのお問い合わせは、厚生労働省までお問い合わせ下さい。

（厚生労働省の問合せ先）

03-6812-7808

平日対応時間：09:30～18:15

【参考資料】

別紙　対象商品

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000705608.pdf

・カインズ、バスマットなど２９万点回収　珪藻土製品、アスベスト含有

＜時事ドットコム　2020 年 12 月 15 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2020121501089&g=eco&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

ホームセンター大手のカインズ（埼玉県本庄市）は１５日、自社で販売した珪藻（けいそう）土のバスマットなど約２９万点の製品を回収すると発表した。基準値を超えるアスベスト（石綿）が含まれている可能性があるため。破損すれば飛散する恐れがあり、同社は使用中止を呼び掛けている。

回収対象の製品は、２０１８年５月以降に販売された珪藻土のバスマット、せっけんトレーなど１７種類で、計２８万９６６９点。

珪藻土は近年、吸水性の高い素材として生活用品に使われている。他社の珪藻土製品でアスベストが確認されたことを受け、同社が販売した製品を調べた結果、基準の０．１％を上回る最大１．３％の含有が確認された。原因は調査中だという。

回収後、商品代金は返金する。問い合わせはカインズお客様相談室で、フリーダイヤル（０１２０）６５９３３７。

・建設アスベスト、国に賠償責任　最高裁、全国の訴訟で初確定

＜共同通信　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/5612149.html

建設現場でアスベスト（石綿）を吸い、中皮腫や肺がんなどの健康被害を受けた東京、千葉、埼玉の元労働者や遺族ら計 334 人が、国と建材メーカーに損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第 1 小法廷（深山卓也裁判長）は国の上告を受理しない決定をした。規制を怠った国の責任を認め、総額約 22 億 8 千万円の支払いを命じた二審東京高裁判決が確定した。14 日付。

全国 9 地裁に千人以上が起こした「建設アスベスト訴訟」で初めて国への賠償命令が確定する。二審判決は雇われた労働者だけでなく「一人親方」と呼ばれる個人事業主も救済対象に加えており、同種訴訟や今後の補償を巡る議論に影響を与えそうだ。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２１５報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pAcVehW1MBu9eBY

１　自治体の検査結果

札幌市、小樽市、仙台市、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、文京区、江東区、神奈川県、横浜市、新潟県、長野県、岐阜市、静岡市、愛知県、大阪市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※ 基準値超過　なし

[原子力施設全般]

・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委員会告示第 12 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 16 日　本紙　第 395 号　9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201216/20201216h00395/20201216h003950009f.html

〇原子力規制委員会告示第 12 号

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年文部科学・経済産業省令第二号)第七条第一号の表へ及び第十四条の表への規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及び）による

チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 12 月 16 日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の

表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示(平成二十七年原子力規制委員会告示第十四号)の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げていて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）	（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）
第二条　通報事象等規則第七条第一号の表へ及び第十四条の表への照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号に掲げる原子力事業所に設置される当該各号に掲げる実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のため施設とする。	**第二条**　［同左］
［一～六　略］	［一～六　同左］
七　関西電力株式会社大飯発電所　一号炉 八　関西電力株式会社大飯発電所　二号炉 九　九州電力株式会社玄海原子力発電所　二号炉	［各号を加える］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

・原電、原因調査やり直しへ　敦賀２号機資料書き換え問題

＜朝日新聞　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDH6QL6NDHULBJ00L.html

日本原子力発電が敦賀原発２号機（福井県）の審査資料を書き換えていた問題で、原子力規制委員会は 15 日、原電本店（東京都台東区）への立ち入り検査を終えた。社内文書を確認し、関係者十数人から事情を聴いたが、経緯や背景を解明できなかったため、原電が社内調査をやり直すことで合意した。原電は年明けに調査計画を作成し、規制委に示す。

書き換えられたのは、原子炉建屋直下の断層が活断層かどうかの判断に関わる地層の観察記録。14 日から立ち入り検査に入った規制委の古金谷敏之・検査監督総括課長は「原因分析の土台となる経緯や事実関係に、不明確なところがある。原電と（再調査の）必要性について認識を共有した」と述べた。原電の剱田裕史副社長は「原因と背後要因を特定し、(体制を）改善したい」と語った。書き換えに至った議論を記録した未発見の文書などを調べ、関わった社員から聞き取るなどして、原因の特定につなげたいという。

・六ヶ所村の再処理工場 2023 年度からプルトニウム取り出しへ

＜NHK　2020 年 12 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201217/k10012768171000.html

使用済み核燃料からプルトニウムを取り出す青森県六ヶ所村の再処理工場について、事業者の日本原燃は 2023 年度から取り出しを開始できるとする暫定的な計画をまとめました。

再処理工場は、原子力発電所で使い終わった核燃料からプルトニウムを取り出して再び燃料として利用する国の

核燃料サイクル政策の要の施設です。
日本原燃は16日、設備の能力などから技術的に可能な再処理の見通しを示しました。
それによりますと、2022年度には過去に実施した試験操業で配管に残った廃液などを処理したうえで、2023年度に再処理を開始し、0.6トンのプルトニウムを取り出せるとしたほか、2024年度には1.4トン、2025年度には1.1トンの取り出しが可能としました。
また、再処理工場の隣に建設中のプルトニウムを利用して特殊な核燃料をつくる工場では、2025年度から燃料の加工を開始するとしました。
日本原燃は、実際に取り出すプルトニウムの量は各電力会社の状況など総合的に判断して決めることになるとしています。

・<u>電力各社が海外保管のプルトニウム 相互に融通利用を検討</u>
＜NHK　2020年12月16日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201216/k10012766701000.html?utm_int=detail_contents_news-related_001
電力各社は海外に保管しているプルトニウムを自社の原子力発電所で利用することにしていますが、プルトニウムの削減を進めるため各社が相互に融通して利用することができないか検討していることがわかりました。
電力各社は、原発の使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し、特殊な核燃料に加工して再び原発で使う「プルサーマル発電」を進めています。
しかし、国内の再処理工場が未完成なため、各社が個別にフランスとイギリスに再処理を委託していて合計でおよそ36トンのプルトニウムが保管されています。
電力各社はそれぞれのプルトニウムを自社の原発で利用することにしていますが、福島の原発事故以降、再稼働した原発が限られ、削減が遅れていることから、各社が相互に融通して削減を進めることができないか検討していることが関係者への取材でわかりました。
例えば、原発が再稼働している四国電力と九州電力は、フランスのプルトニウムが残り少ないため、他の電力会社がフランスに保管する分を利用し、代わりにイギリスに保管しているものを将来的に他社に融通することなどが考えられるということです。
また、各社でプルトニウムの利用を進めるための資金を積み立てる案も検討されているということです。
日本は、利用目的のないプルトニウムを持たないことを国際的に約束していて、具体的な削減策が求められています。
****
[2] *<u>[特集] 新型コロナウイルス感染症</u>*
[状況]
◇<u>省庁発表</u>
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年12月16日版）
＜厚生労働省　2020年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pAcVehW1MBu9WBY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2020年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6oAMRfhGxNB-4rBY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(12月15日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020年12月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2LKX64cprjHk7YJY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pAcVehW1MBu9qBY

◇<u>福岡県で新たに58人感染　市内の大学でクラスター</u>
＜西日本新聞　2020年12月15日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/49b47967f926f0277709a3b12dc9d96d1ca20342
福岡市では、35 人が新たに感染。入院中の 90 代女性の死亡が確認された。また、福岡大（城南区）で同じ授業の発表会を準備した学生６人の感染が判明し、クラスター（感染者集団）が発生したと発表した。

◇学生 17 人感染「仲の良さ裏目に」
鹿屋体大クラスター　半数近く寮生活「仲の良さ裏目」　県内大学、部活やサークル交流制限に限界　新型コロナ・鹿児島
＜西日本新聞　2020 年 12 月 16 日＞　https://373news.com/_news/?storyid=130033
https://www.47news.jp/medical/5610190.html

◇マスコミ報道　見出し
・スペイン、人口の 10%がコロナ感染　7 月から倍化　抗体調査
＜ロイター　2020 年 12 月 16 日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-spain-study-idJPKBN28P2GF
・クラスター認定の「ワイン会」に医師が 10 人程度参加 7 病院が休診 茨城
＜毎日新聞　2020 年 12 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201215/k00/00m/040/235000c
---

[対策・予防]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0rid4Y0jpDvu5ghY
・新型コロナウイルス感染症のワクチンについて
＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pAcVehW1MBu8uBY

◇「新型コロナの新たな変異種」急速な感染拡大に関連か、英政府が声明
＜読売新聞　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20201215-OYT1T50134/
　英国のマット・ハンコック保健・社会福祉相は１４日、下院で出した声明で、新型コロナウイルスの新たな変異種が見つかり、英南東部での急速な感染拡大と関連している可能性があると述べた。変異種がより深刻な症状をもたらす証拠はなく、ワクチンの効果に影響する可能性も低いとしている。
　声明によると、変異種はこれまで１０００件以上の感染事例が見つかり、急速に増えている。
　英国の１日あたりの新規感染者数は、１１月上旬の２万人台から同月下旬以降は１万人台まで抑えられたが、１２月に入り再び増加傾向にある。ハンコック氏はこれを受け、今月１６日からロンドンを含む英南東部のウイルス警戒レベルを３段階で最高レベルに引き上げると発表した。
　最高レベルでは、飲食店の営業が持ち帰りや配達に限定され、映画館など娯楽施設の営業が禁止される。英イングランドでは１１月に厳しい外出制限が敷かれ、１２月２日に解除されたばかりだった。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・米当局、モデルナのワクチン評価　週内にも許可へ
＜時事通信　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2020121600032&g=int
・米国でワクチン接種開始　スピード開発に不安多く、接種希望者は半数に
＜京都新聞　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/445167
・新型コロナワクチン 塩野義製薬が臨床試験を開始 国産で２社目
＜NHK　2020 年 12 月 16 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201216/k10012767461000.html?utm_int=nsearch_contents_search-items_001

・米で深刻なアレルギー反応　ワクチン接種後、容体安定―新型コロナ
＜時事通信　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2020121700204&g=int
米紙ニューヨーク・タイムズ（電子版）は１６日、関係筋の話として、米アラスカ州の医療従事者の女性が米製薬大手ファイザーと独バイオ医薬品企業ビオンテックが共同開発した新型コロナウイルスワクチンを１５日に接種された後、深刻なアレルギー反応を起こし、入院したと報じた。現在容体は安定しているという。
　この女性にアレルギー歴はなかったが、接種から１０分後に激しいアレルギー症状を示すアナフィラキシー反応が現れ、顔面紅潮や息切れの症状が見られた。アナフィラキシー治療に用いられる「エピネフリン」が投与され、すぐに症状が治まったという。１６日に退院する見通し。

・マスクで運動時の熱中症リスク、低減マスク開発　上越教育大など
＜毎日新聞　2020 年 12 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201216/k00/00m/020/026000c
---

◇マスコミ報道　見出し
・ドイツ・イギリス クリスマス前に相次ぎ規制強化 感染再拡大で
＜NHK　2020 年 12 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201216/k10012766331000.html
・医療施設 24%で水供給が不足　コロナ拡大へ影響懸念
＜共同通信　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.47news.jp/news/5601974.html
・陽性患者、転院先見つからず…呼吸不全で死亡
＜読売新聞　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20201215-OYT1T50107/
・コロナ解雇、7 万 6000 人に　非正規労働者 6 割、厚生労働省
＜共同通信　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.47news.jp/5607618.html
・大学病院が受け入れ拒否、学長の暴言
・コロナ患者の受け入れ拒否 旭川医科大学学長がクラスター発生病院に「なくなるしかない」と暴言音声
＜文春オンライン　2020 年 12 月 16 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/5f4e43e139b3aedbcadf6a1043635f5f0a9707cf

・WHO「サンタの移動問題なし」　各国が隔離免除
＜共同通信　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.47news.jp/news/new_type_pneumonia/5606377.html
・サンタクロースには新型コロナの免疫がある、WHO専門家
＜TBS　2020 年 12 月 15 日＞　https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye4151341.html

****

[3] 「令和元年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します
～公表事業場数 992 事業場、うち新規は 749 事業場～
＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-JIeV-pU1sJs82JY
厚生労働省では、このたび、令和元年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者※1 が所属していた事業場の名称、所在地、作業状況などの情報※2 を取りまとめましたので、公表します。（名称などの詳細は添付資料１参照）。
　この公表は、以下の３点を目的に行うものです。
（１）公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する。
（２）公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする。
（３）関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する。
　今回公表する情報に関するお問い合わせや、労災補償制度などのご相談については、特別電話相談窓口を設置します（下記参照）。また、都道府県労働局と労働基準監督署※3 では、随時相談を受け付けているほか、健康管

理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています（詳細は添付資料３参照）。

【石綿ばく露作業による労災認定等事業場】

992 事業場（うち新規公表 749 事業場）
建設業以外の事業場　（第１表）　393 事業場（うち新規公表 217 事業場）
建設業の事業場　（第２表）　599 事業場（うち新規公表 532 事業場）
＊平成 17 年７月の第１回公表以来、今回の令和元年度分で、延べ 15,123 事業場を公表しました。

【特別電話相談窓口】

日時　：12 月 17 日（木）、18 日（金）　午前 10 時～午後５時
電話番号：03(3595)3402

※１ 石綿救済法（石綿による健康被害の救済に関する法律）に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※２ 公表する情報
①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名
②事業場名
③事業場所在地
④石綿ばく露作業状況
⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数
⑥石綿取扱い期間
⑦現在の石綿取扱い状況
⑧特記事項
⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計

※３ 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

■添付資料
（添付資料１）令和元年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000705226.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第１表）
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000705228.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第１表）
（添付資料１）公表事業場一覧表（第２表）
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000705231.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第２表）
（添付資料２）（参考）令和元年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場（船舶所有者）一覧表
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000705234.pdf
（添付資料３）健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000705237.pdf

◇アスベスト（石綿）情報
＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzqQoYdxi4PRaxRRY

****

[4] *化学物質管理用データの更新*

◇GHS データ
・令和元年度及び平成 20 年度の GHS 分類結果を一部修正しました。

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2020 年 12 月 14 日＞　https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html
令和元年度の GHS 分類結果については 2 物質の区分が変更されています。詳細は正誤表をご覧ください。

・政府による GHS 分類結果の最新版のみをまとめた NITE 統合版 GHS 分類結果を掲載しました。
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2020 年 12 月 14 日＞
https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html
「NITE 統合版 GHS 分類結果」は、「政府による GHS 分類結果」を統合し、基本的に 1 物質 1 ファイルとなるように各危険有害性項目の最新版の情報を掲載したものです。複数回再分類された物質、または一部の危険有害性項目のみが再分類された物質をとりまとめ、項目ごとに最新の結果を掲載しています。分類結果の表現やコード等は最新の JIS Z 7252, Z 7253 に従ったものに統一しました。

・GHS 関連情報をリニューアルしました。
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2020 年 12 月 14 日＞　https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html
「NITE 統合版 GHS 分類結果」の掲載を含め、GHS に関連する情報を整理し、利用者の利便性向上を目的としてウェブサイトのリニューアルを行いました。

◇化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）のデータ
・化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）のデータを更新しました。
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2020 年 12 月 14 日＞
https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
以下の新規情報を追加しました。
　1. NITE 統合版 GHS 分類結果
　更新情報の詳細　→ https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/html/update.html
---

◇J-CHECK のデータ
・J-CHECK のデータを更新・追加しました。
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2020 年 12 月 14 日＞
https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja
主な情報は以下のとおりです。
　・MITI 番号（官報公示整理番号）と CAS 登録番号（CAS RN）との組合せ
　・新規公示化学物質（令和 2 年 7 月 31 日公示分）の判定結果（令和 2 年 9 月 28 日公表）
　・審査情報（審査シート）
　・優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価 II の評価書等
****

[5] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2020 年 12 月 11 日＞
http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm
****

[6] *食品安全衛生関係*
◇食品安全情報（化学物質）　No.25(2020)を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2020 年 12 月 11 日＞
http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202025c.pdf
食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2020 年 12 月 11 日＞
http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/index-topics.html
「食品安全情報」(隔週刊)からトピックス抜粋の以下の項目が更新された。
　〇鉛について
　〇パーフルオロアルキル化合物について

◇食品安全関係情報を更新しました
＜内閣府食品安全委員会　2020 年 12 月 11 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2020&from_month=11&from_day=14&to=struct&to_year=2020&to_month=11&to_day=27&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc
11 月 14 日～11 月 27 日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和２年 12 月９日生食発 1209 第１号）
＜厚生労働省　2020 年 12 月９日＞
https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T201209I0010.pdf

生食発 1209 第１号
令和２年 12 月９日

都 道 府 県 知 事
各 保健所設置市長　殿
特 別 区 長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和２年厚生労働省告示第 387 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第１　改正の概要
　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第１項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬イマザピル、農薬及び動物用医薬品オキソリニック酸並びに農薬トルピラレートについて、食品中の残留基準値を改正又は設定したこと（別紙参照）。

第２　適用期日
　告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
オキソリニック酸	だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、カリフラワー、エン ダイブ、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）

第３　運用上の注意
　１　残留基準値関係
　⑴　残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、オキソリニック酸は、規格基準告示第１ 食品の部Ａ 食品一般の成分規格の１に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中

にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。
⑵　今回残留基準値を設定するイマザピルとは、イマザピルのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
⑶　今回残留基準値を設定するオキソリニック酸とは、オキソリニック酸のみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
⑷　今回オキソリニック酸の残留基準値を設定した食品のうち、「魚介類（さけ目魚類に限る。）」には、にしん目類及びきゅうりうお目類を含むこと。
⑸　今回残留基準値を設定するトルピラレートとは、トルピラレートのみとすること。
２　その他
食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬及び動物用医薬品オキソリニック酸並びに農薬トルピラレートに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法
＜厚生労働省　2020 年 12 月 11 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/zanryu3/siken.html
食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の第１食品の部 A 食品一般の成分規格の６の(1)の表の第１欄、７の(1)の表の第 １欄及び９の(1)の表の第１欄に掲げる農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の試験法　（同表第３欄に「不検出」と定めているものに係るものを除く。）について、次のとおり定める。
第１章　総則
第２章　一斉試験法
第３章　個別試験法
※「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成１７年１月２４日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添

◇[米国] 米ＦＤＡ、遺伝子組み換え豚を承認　アレルギー反応回避へ
＜CNN　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.cnn.co.jp/fringe/35163862.html

---

◇食べ残しの持ち帰り行為「mottECO」のロゴができました！
＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108796.html
環境省は、New ドギーバッグアイデアコンテストを開催し、令和２年 10 月に、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称として「mottECO（もってこ）」を選定しました。この度、「mottECO」を世の中に普及させるために、ロゴを作成しましたので、公表いたします。

◇「『食品衛生法等の一部を改正する法律』に基づく政省令等に関する説明会」の動画を 12 月 21 日からオンラインで配信します
＜厚生労働省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865_00021.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-JLOCzKoPqU39GJY
厚生労働省は、「『食品衛生法の一部を改正する法律』に基づく政省令等に関する説明会」の動画を、12 月 21 日（月）に YouTube を通じて配信します。
今年の３月に開催を予定していたこの説明会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期していましたが、このたび、YouTube を通じたオンライン説明会として実施する運びとなったものです。
なお、オンライン説明会の配信以降、12 月 25 日（金）までの間、電子メールにて皆さまからのご質問を受け付けます。いただいたご質問は、後日、主な回答について、厚生労働省のウェブページに掲載します。詳細は、下記の「開催概要」をご参照ください。
■開催概要
（１）動画配信開始日時

12 月 21 日（月）10:00

（２）説明会の動画、資料などの掲載場所

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/haccp/index_00003.html

（３）質問受け付け期間

12 月 21 日（月）10:00 から 12 月 25 日（金）17:00 まで

（４）質問送信用メールアドレス

setumeikai2020@mhlw.go.jp

※メールには①お名前、②勤務先・所属団体名など、③ご質問を記載ください。

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇日本の温暖化対策不十分、45 位　5 段階評価で下から 2 番目

＜共同通信　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.47news.jp/5608059.html

世界の主要 57 カ国と欧州連合（EU）の地球温暖化への取り組みを採点した結果、日本は 42 番目で、5 段階評価では下から 2 番目だとするランキングを、ドイツの環境シンクタンク「ジャーマンウオッチ」などの研究チームが 15 日までにまとめた。

温暖化の被害を防ぐために真に十分な対策を実施している国はないとして、1～3 位は前年同様「対象国なし」。最上位の 4 位は、100 点満点で 74.42 点のスウェーデンで、以下、英国、デンマークの順だった。最下位はトランプ政権下の米国で 19.75 点だった。

日本は、前回より 6 位順位を上げたものの、42.49 点で 45 位。

****

[8] ***環境安全関係***

◇琵琶湖「酸欠」水域広がる　深層でヒ素「水産物、水道水に影響なし」

＜京都新聞　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/445546

◇知多火力発電所７，８号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見について

＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　http://www.env.go.jp/press/108789.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和 41 年通商産業省告示第 170 号）の一部改正案等に対する意見募集について

12 月 8 日～1 月 8 日

＜経済産業省　2020 年 12 月 8 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120161&Mode=0

◇「第一種フロン類再生に関する運用の手引き（第 1 版）」等の改正案に対する意見募集（パブリックコメント）について　　12 月 11 日～12 月 17 日

＜経済産業省　2020 年 12 月 11 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120167&Mode=0

◇「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き（第 2 版）」の改正案に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜経済産業省　2020 年 12 月 11 日＞　　12 月 11 日～12 月 18 日

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120168&Mode=0

◇「染毛剤製造販売承認基準の一部改正（案）」に関する意見の募集について　　12 月 8 日～1 月 6 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 8 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200323&Mode=0

◇「パーマネント・ウェーブ用剤製造販売承認基準の一部改正（案）」に関する意見の募集について
＜厚生労働省　2020 年 12 月 8 日＞　　12 月 8 日～1 月 6 日
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200324&Mode=0

◇「薬用歯みがき類製造販売承認基準の一部改正（案）」に関する意見の募集について　12 月 8 日～1 月 6 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 8 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200325&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　http://www.env.go.jp/press/108787.html

「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が、本日令和２年 12 月 15 日（火）に閣議決定されましたので、お知らせいたします。本改正は、旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供するちゅう房施設等について特定施設から除外することとするものです。

また、令和２年 10 月 21 日から同年 11 月 26 日にかけて実施した意見募集（パブリックコメント）の実施結果についても、お知らせします。

１．改正政令の概要

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）は、公共用水域の水質の汚染の防止を目的として、排水規制の対象として一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設（以下「特定施設」という。）を規定しています。

特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第一において列記する形で規定されており、その１つとして、「旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第２条第１項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供するちゅう房施設、入浴施設、洗濯施設（以下「ちゅう房施設等」という。）」が規定されています。住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第２条第３項に規定する住宅宿泊事業については、旅館業に含まれるため、法による規制を受けているところです。

今般の改正政令は、規制改革実施計画（令和元年６月 21 日閣議決定）において、住宅宿泊事業に関し、一定の規模･態様のサービスについては法に基づく特定施設の届出等を要しないこととする方向で検討することとされ、これを受けて中央環境審議会水環境部会（令和２年２月）において審議がなされた結果、旅館業の用に供するちゅう房施設等のうち住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等について特定施設から除外することが了承されたことから、施行令について所要の改正を行うものです。

２．施行期日

公布の日の翌日から施行します。

３．意見募集（パブリックコメント）の実施結果

別添５のとおりです。

（別添１）要綱　　http://www.env.go.jp/press/betsu1_youkou.pdf

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一　旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）のうち住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に該当するものの用に供するちゅう房施設等について、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項の政令で定める特定施設から除くこと。（別表第一関係）

第二　施行期日等

一　この政令は、公布の日の翌日から施行すること。(附則第一項関係)

二　罰則に関する経過措置を定めること。

(別添２）案文・理由

http://www.env.go.jp/press/betsu2_anbunriyuu.pdf

(別添３）新旧対照条文

http://www.env.go.jp/press/betsu3_sinkyutaisyouzyoubun.pdf

◇「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令案（仮称)」に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜経済産業省　2020 年 12 月 11 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120133&Mode=1

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」(食品中の農薬等（イマザピル等 3 品目）の残留基準設定）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2020 年 12 月 9 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200174&Mode=1

◇「危険物輸送に係る教育訓練ついて」の一部改正に関するパブリックコメントの結果について

＜国土交通省　2020 年 12 月 11 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155201235&Mode=1

[調査結果]

◇「医療機器等における情報化進捗状況調査」の結果公表

＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yqAsZdhm5PBexRBY

https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/000552712.pdf

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15509.html

https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/000552688.pdf

◇消防団の組織概要等に関する調査（令和２年度）の結果及び 消防団員の確保に関する大臣書簡

＜総務省消防庁　2020 年 12 月 15 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201215_chibou_1.pdf

消防庁では、全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む）を対象に、本年４月１日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、とりまとめましたので公表します。

また、上記調査の結果、本年４月１日現在の消防団員数は約 81 万８千人と、２年連続で１万人以上の減少となったこと等を踏まえ、都道府県知事及び市区町村長に対し、消防団員の確保に向けた取組を依頼するため、総務大臣から書簡を発出します。

****

[10] ***その他省庁発表***

◇科学技術・学術政策研究所「科学技術への顕著な貢献 2020（ナイスステップな研究者)」の選定について

＜文部科学省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/1422310_00006.htm

---

◇教職課程認定申請の手引き及び提出書類の様式等について

＜文部科学省　2020 年 12 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxtacvUvX242JbP

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 11 回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会（ペーパーレス）を開催します
　　12 月 23 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-JLOCzKoPqU36eJY
（１）職場における化学物質等の管理のあり方について
（２）その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　12 月 21 日、Web 会議
＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7oQIQfxCwNR64LRY
・第１回特定保健用食品制度(疾病リスク低減表示)に関する検討会の開催について　　12 月 25 日、Web 会議
＜消費者庁　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022481/
・第６回「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します　　12 月 22 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pDMCTCqPKc16CBY
（１）脳・心臓疾患の労災認定の基準について
（２）その他
・令和２年度第１回「民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会」の開催について
12 月 23 日、WEB 会議
＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108777.html
（１）OECM とは
（２）生物多様性の保全に資するような民間等による保全の例
（３）今後の検討の進め方
※OECM：Other Effective area-based Conservation Measures、民間取組等と連携した自然環境保全
・中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 24 回）の開催について　　12 月 22 日、WEB 会議
＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108774.html
（１）瀬戸内海における特定の水域の環境保全に係る制度の見直しに向けた課題・留意点
（２）瀬戸内海における特定の水域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（案）について
（３）その他
・地球温暖化対策の推進に関する制度検討会(第４回)の開催について　　12 月 21 日、オンライン会議
＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108765.html
（１）地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について
（２）その他
・海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会（第５回）　　12 月 18 日、オンライン
＜経済産業省　2020 年 12 月 15 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36505
1. 一般渡航者等向け ID の利用開始について（説明・討議）
2. 医療機関登録規程の改正について（説明・討議）
3. デジタル証明に向けた検討方針について（説明・討議）
4. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センターのシステム改修について（報告）
5. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センターの HP 新設について（報告）
6. 【非公開】海外渡航者新型コロナウイルス検査センターの利用状況・需給分析について（報告）
7. 【非公開】医療機関登録簿追加項目調査の結果概要について（報告）
・今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議（令和元年度～）（第８回）の開催について
12 月 22 日、オンライン会議
＜文部科学省　2020 年 12 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxracvWs3ctoEbH
1. 次期国立大学法人等施設整備５か年計画策定に向けた最終報告（案）について

・質保証システム部会（第６回）の開催について　　12 月 23 日
＜文部科学省　2020 年 12 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxtacvUvX242JbI
（テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について 2
(1) 学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
(2) 通信制大学の質保証について有識者ヒアリング
(3) 各プレゼンテーションを踏まえた議論
・ジャーナル問題検討部会（第９回）の開催について　　12 月 22 日、オンライン会議
＜文部科学省　2020 年 12 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxracvWs3ctoEbI
1. ジャーナルに係る課題について
2. その他
・第５回「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」（ペーパーレス）を開催します　　12 月 23 日
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0rg0fcB-_0hG20hY
（１）報告書（案）について　　（２）その他
・令和２年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会について　　12 月 18 日
＜文部科学省　2020 年 12 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxtacvUvX242JbQ
・「消防団員の処遇等に関する検討会」の開催　　12 月 24 日
＜総務省消防庁　2020 年 12 月 15 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201215_chibou_2.pdf
（１）消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方　（２）消防団員の加入促進 等

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第４回運営委員会議事録　　11 月 25 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yqAsZdhm5PBewBBY
１．感染症定期報告について
２．血液製剤に関する感染症報告事例等について
３．令和２年度第２回献血推進調査会の審議結果について
４．その他
・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 53 回総会の結果について　　12 月７～14 日、オンライン
＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108791.html
IPCC の予算について
****
[12] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査（定期糞便採取調査）の結果について（令和２年 11 月分）
＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108793.html

・北海道の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108840.html
・宮崎県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 24 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201215_2.html
・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 28 例目）について
＜環境省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/108860.html
・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 28 例目）及び「農林水産省鳥インフルエン

ザ防疫対策本部」の 持ち回り開催について
＜農林水産省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201216.html
・高知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 27 例目）について
＜環境省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/108858.html
・高知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 27 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201216_2.html

・鳥インフル、全国拡大恐れ　西日本１０県、３３６万羽処分
＜毎日新聞　2020 年 12 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201216/ddn/012/040/006000c

・フランスのヴァンデ県及びドゥー・セーブル県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201215.html
****
[付録]
◇消費者問題に関する 2020 年の 10 大項目
＜国民生活センター　2020 年 12 月 15 日＞
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201215_1.html
国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する 10 大項目」を選定し、公表しています。
　2020 年は、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会や暮らしが大きく変化しました。消費生活でも「便乗した悪質商法」が見られたほか、「インターネット通販」や「定期購入トラブル」など、オンライン取引に関連した相談が目立つ年になりました。
2020 年の 10 大項目
・新型コロナウイルス感染症が流行　消費生活にも大きく影響
・キャッシュレス決済　利用進むも不正使用相次ぐ
・販売を伴う預託等取引契約は原則禁止　消費者庁検討委員会が意見を提示
・デジタル・プラットフォーム等に関する消費者取引の環境整備を検討
・年齢問わず発生　無くならない身の回りの事故
・子ども、高齢者を問わずオンライン関連の相談増加
・「お試し」定期購入のトラブルが過去最高
・改正民法施行　消費生活にも密接に関連
・特定適格消費者団体による被害回復訴訟で初めての判決が確定
・国民生活センター創立から半世紀を迎える

◇*日本学術会議　任命拒否問題*
・任命拒否問題で有識者の座長辞任　東大名誉教授、文化庁会議
＜共同通信　2020 年 12 月 15 日＞　https://www.47news.jp/news/5608501.html
　日本学術会議の会員任命拒否問題に抗議し、佐藤康宏東大名誉教授が文化庁有識者会議の座長を辞任したことが 15 日、分かった。佐藤氏は取材に「首相が法律を守らない政府は信用できないと判断した」と説明した。
　文化庁によると、佐藤氏は 6 月、登録美術品調査研究協力者会議の会合で座長に選出された。しかし問題発覚直後の 10 月 3 日に「専門家を専門家として尊重しない政府のために働くつもりはない」とメールで辞意を伝え、同 7 日付で辞任した。
　佐藤氏は日本美術史を専門とし、3 月に「若冲伝」で芸術選奨の文部科学大臣賞を受賞した。

・学術会議任命拒否に杉田氏が関与　開示文書に「外すべき者（副長官から）」
＜毎日新聞　2020 年 12 月 14 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201211/k00/00m/010/353000c
********** 以上 **********